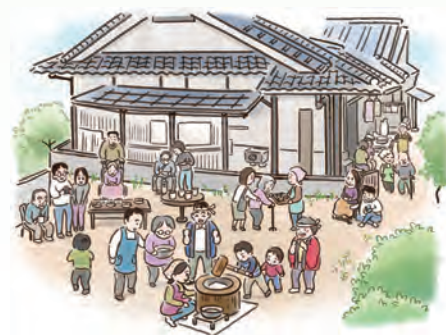
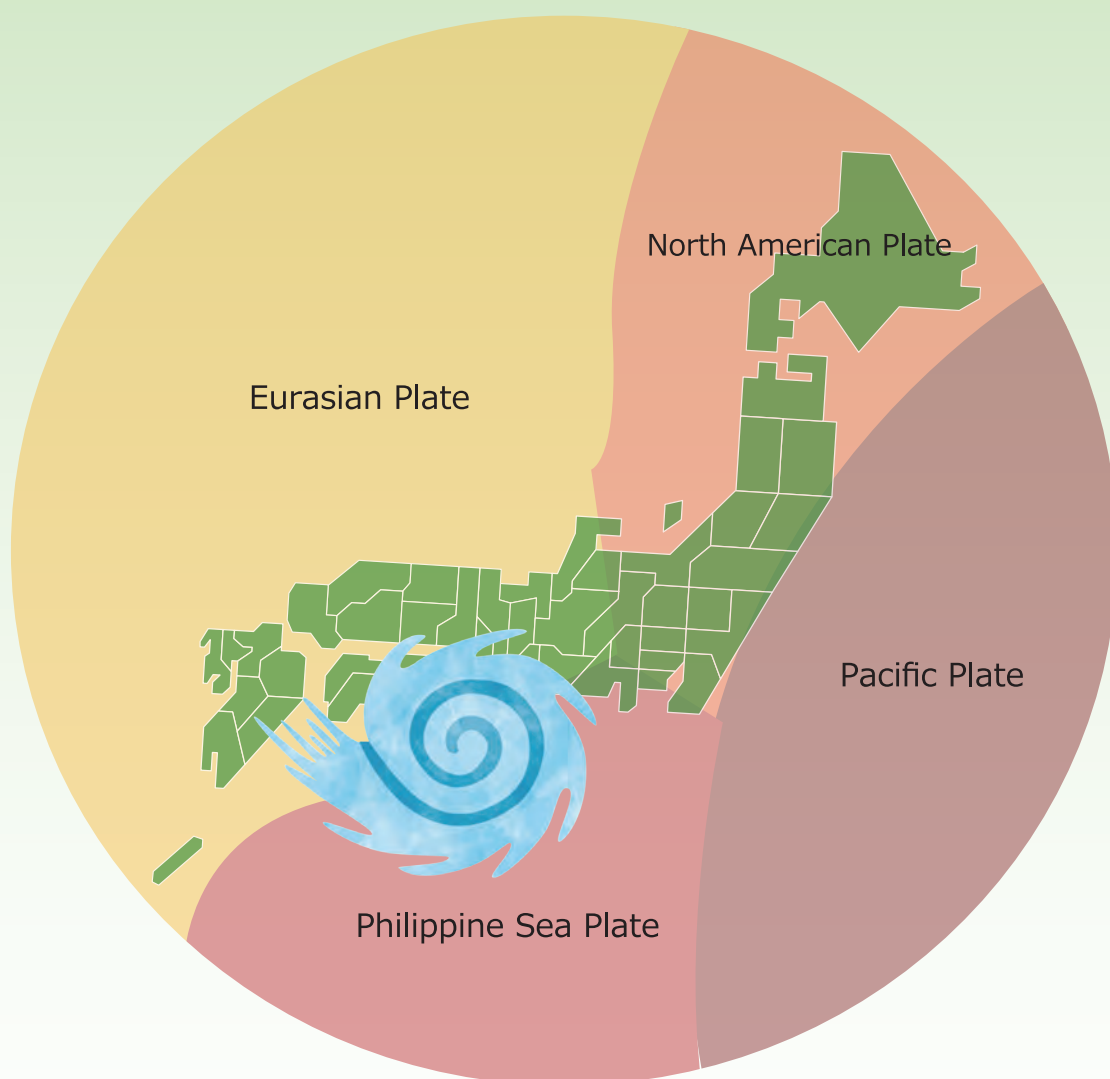


ホームホスピス

防災の手引



はじめに

ホームホスピスとは、病いや障がいがあるために生きる困難に直面している人たちが、住み慣れた地域にある「もう一つの家」でともに暮らしながら、在宅医療や在宅介護、予防そして生活支援を組み合わせたケアを受けて、「最後まで安心して生活できる暮らし方」です。

当然住人には、介護度の高い方や病気で自由に動けない方も多く、災害などが発生した場合には、その生命や身体を守るための支援が必要になります。

「ホームホスピスの基準」にも「H.安全管理」に、災害対策についての考え方や具体的な判断基準が示されています。

ここでは、ホームホスピスの家＝「とも暮らしの住まい」における防災対策についてのガイドラインをまとめています。

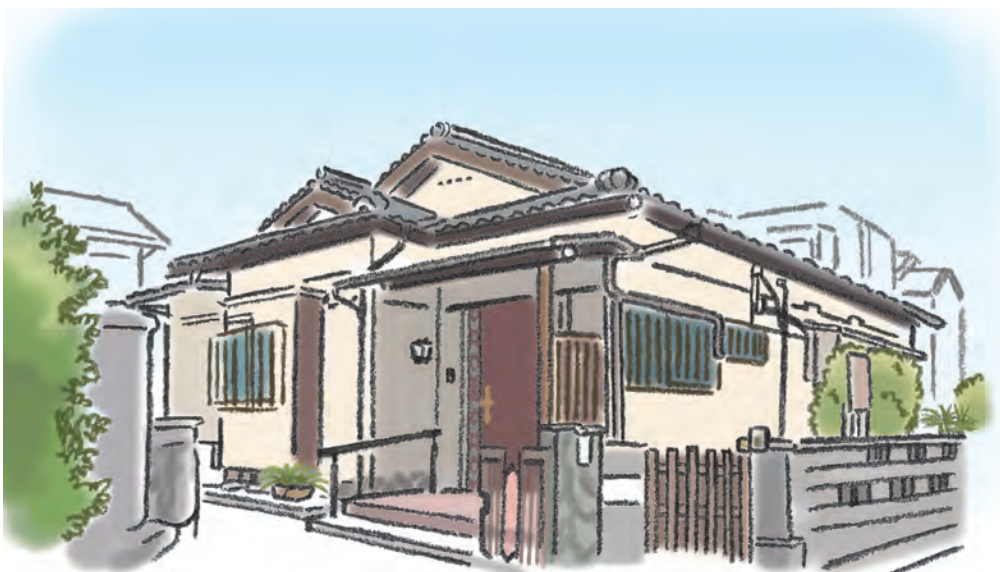
今や全国に広がっているホームホスピスは、その地域の特性や運営する団体などの違いから「住まい」のあり方にも少しずつ違いがありますが、このガイドラインでは、防災対策として、全てのホームホスピスにおいて実施すべき共通の事項について取りまとめています。

また、2024年4月1日からは、全ての介護施設・事業所、障害福祉サービス事業所にBCP（事業継続計画）が義務付けられました。この手引きでは、主に自然災害について、ホームホスピスの特性を踏まえたリスクのチェック方法やBCPの運用に関する留意点をまとめました。

また、BCPについては、2024年3月末までに策定が義務付けられていましたので、既存の事業所では完了している前提ですが、参考となる情報を紹介しています。

ホームホスピスの開設者、運営者、スタッフ等の関係者全員がこの内容を共有し、対策を実施して災害に備えるとともに、日頃の防災意識の醸成や実用的な訓練を行なってください。

2025年4月1日
全国ホームホスピス協会
理事長 市原 美穂



目 次

自然災害に対する対策

1. ホームホスピスの特性と留意点	-----	P 2
2. BCPの策定について	-----	P10
3. 平時の取り組みについて		
(1) 事前対策	-----	P12
(2) 研修・訓練の実施及びその記録	-----	P17
4. 災害時の行動について		
(1) 初動対応	-----	P18
(2) 職員の参集について	-----	P19
5. 地域との連携について	-----	P20

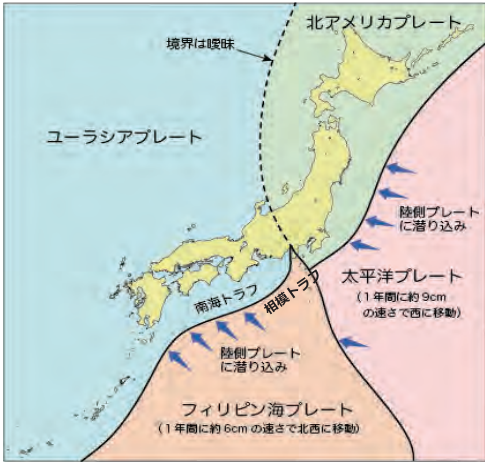
I. 自然災害に対する対策

1. ホームホスピスの特性と留意点

ホームホスピスに入居されている方（以下、入居者）は、地震や風水害など自然災害が発生したとき、または二次災害としての火災が発生したときに、介助がなければ避難できない方が多くいらっしゃいます。そのため、新たにホームホスピスを開設される場合は、次の各点に留意しましょう。

- ① なるべく避難する必要がないように、災害の危険が極力少ない場所や建物を選びましょう。
- ② 万が一避難が必要になったときにも、入居者の避難介助が可能な人員によって避難する方法が想定できる場所や建物を選びましょう。
- ③ ホームホスピスは、入居者に対し、1日24時間の対応が必要です。そのため、どのような時間帯でも避難やその他の災害対応をスムーズに行えるよう、関係者や近隣の共助によるスピーディーなサポートが想定できる場所（地域）を選びましょう。

また、現在運用中のホームホスピスも立地や建物の特性などを確認して、災害時のリスクを想定し、防災計画（避難手段や補強、備蓄など）を見直しましょう。
その際に、確認すべき主な項目を下表に示します。

チェック項目	確認方法
地震のリスク （地域の特性）	日本国内で発生する地震は、大きく3種類あります。ひとつは、海底でプレート（※1）同士がぶつかり合っているところが崩れて発生する「海溝型」の地震、またプレート内部の活断層がずれて発生する「直下型」の地震、それと、火山活動による「火山性」の群発地震ですが、ここでは、大きな災害を伴いやすい「海溝型」の地震と「直下型の地震」について確認方法を記します。 ※1 プレートとは、地球を覆っている広くて硬い岩板で、陸地が乗っている「陸プレート」と海の底にある「海洋プレート」があります。地球上には全部で11枚のプレートがあり、海洋プレートは陸プレートの下に年間数cmというゆっくりとした速さで潜り込んでいます。日本は4つのプレートがぶつかり合う、地震が起きやすい地域となっています。 （1）海溝型の地震 ある程度周期性があるため、政府の中央防災会議などが出している地震予測が参考になります。 現在、発生の可能性が高いと言われている「南海トラフ地震」について確認してみます。 

地震のリスク
(地域の特性)

◎ 南海トラフ地震

M（マグニチュード）8クラスの地震の平均発生間隔が117年（政府地震本部による）であり、前回発生が1944～1946年（東南海、南海地震）のため2025年時点で約80年経っており、30年以内にM（マグニチュード）8～9以上の地震の発生確率は80%と推定されています。

【影響のある地域】

およそ千葉県と新潟県を南北に結んだ線より西側のほとんどの都道府県で震度4以上、太平洋側の地域は震度6弱以上の想定が出されています。

【被害想定】

揺れによる全壊家屋：最大約128万棟

津波による全壊家屋：最大約21万棟

焼失家屋：最大約77万棟

死者：最大約31万人

電力：約2,950万軒が停電、発電所の運転停止により電力供給量が5割程度となる。運転再開は2～3日では困難。

電話：携帯電話を含め1割程度しか通話できなくなる。ただし、携帯電話については、基地局の非常用電源が数時間稼働するため、不通エリアは数時間後から翌日にかけて最大に。

道路：高速道路を含め復員の大きな道路は機能を果たすが、復員5.5m未満の道路や山間部、津波被害の地域は多くが通行困難となる。

鉄道：被災府県を中心に在来線各線が不通になる。

その他、空港や港湾でも機能停止、3,000万人以上に上下水道の断水や利用困難、都市ガスの供給停止、製油所の石油精製能力が5割程度に低下などインフラの機能停止、機能不全が全国に及ぶ。

【被災の特徴】

・膨大な数の被災者（帰宅困難）が発生し、被害の大きな地域では満杯となる避難所が現れ、支援物資の内容、必要量の把握ができなくなる。

・発生後の3日間で約2,000万食の食料、約4,400万リットルの飲料水が不足する。

・深刻な交通麻痺、孤立集落等への救援・支援が遅れる可能性がある。

・電力供給の不安定化により、需要抑制が行われる。

・被災地への燃料供給が不十分となる。

・火葬場の被災や燃料不足で火葬が困難となる。

・情報の混乱

【参考資料】中央防災会議「南海トラフ巨大地震・最大クラス地震における被害想定について」（令和7年3月）

地震のリスク (地域の特性)

中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方を中心とする超広域にわたる地域で、インフラ・ライフライン等が著しく損壊することが想定されます。復旧が遅れ、経済的にも被害が拡大する恐れがあります。その被害の規模は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の既往災害を超えるものと想定されており、経済の不安定化が長期にわたって全国に波及する恐れがあります。

そのほか、大地震（M8以上）の発生確率が高いポイントとして、北海道の根室沖海溝などがあります。

政府の地震調査研究推進本部（地震本部）のウェブサイトには詳しい情報が掲載されていますので、皆様の地域の地震情報をご確認ください。

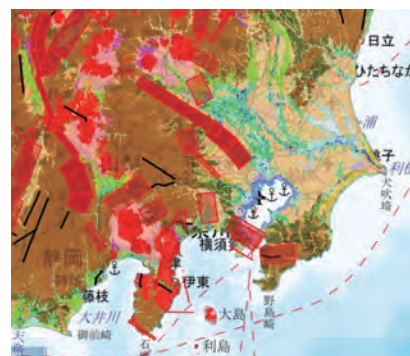
◎ 検索キーワード「地震本部」

地震本部＞地震に関する評価＞海溝型地震の長期評価

（２）内陸型（直下型）の地震

内陸型地震は周期性がほぼないため、予測が難しい地震ですが、地下の活断層の上で発生するので、「活断層地図」が参考になります。

右のイメージは「防災科研」のウェブサイト上の活断層図。赤い帯が活断層の位置。



◎ 首都直下地震

1923年の「関東大震災」を招いた大正関東地震タイプのM8クラスの地震は、相模トラフを発生源とした「海溝型」地震ですが、発生頻度は200～400年間隔のため、今後30年間の発生確率はほぼ0%とされています。しかし、M7程度の「直下型」の地震は、この100年間に数回発生しており、今後30年間の発生確率は70%と推定されていますので注意が必要です。

〈参考〉

2016年4月に震度7を記録して甚大な被害をもたらした「熊本地震」の地震エネルギーがM7.3でした。

【影響のある地域】

東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、神奈川県、山梨県を含む南関東地域

【被害想定】

全壊・焼失家屋：最大約61万棟

死者：最大約2万3千人

要救助者：最大約7万2千人

電力：5割の地域で停電、最悪の場合1週間以上回復しない。

電話：携帯電話を含め不通状態が1日続く（停電により不安定）。

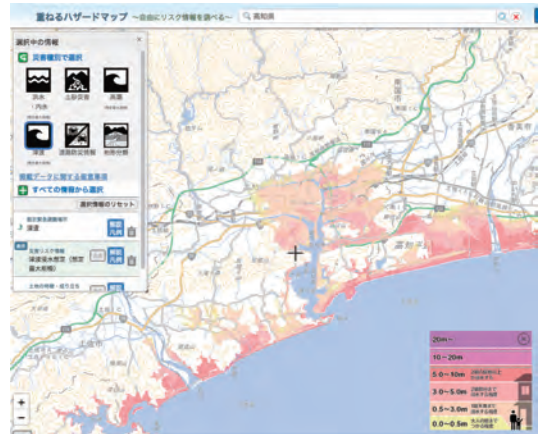
道路：主要道路の開通には1～2日を要し、一般道は復旧に1ヶ月以上を要する。

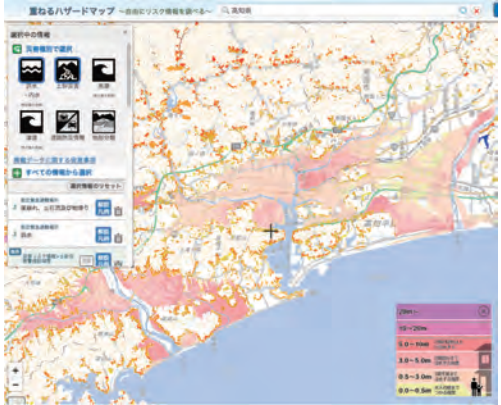
鉄道：運転再開には、地下鉄で1週間、JR、私鉄では1ヶ月程度要する。

地震のリスク (地域の特性)	上水道：最大約26%の断水率で復旧の完了は17日後となる。 下水道：最大約4%の被害率で復旧の完了は21日後となる。 【被災の特徴】 ・膨大な数の被災者（帰宅困難） ・深刻な交通麻痺 ・電力供給の不安定化 ・情報の混乱 その他、南海トラフ地震で想定されているような被災状況も想定に入れておく必要があります。 また、首都中枢機能へ影響が出るため、経済の不安定化が全国に波及する恐れがあります。 主な活断層については、国土交通省国土地理院ウェブサイトや防災科研のウェブサイト上に公開されています。また、地震本部のウェブサイト上にも参考情報が掲載されています。 ◎ 検索キーワード ①「国土地理院 活断層図」 活断層図（都市圏活断層図）＞活断層図を見る＞地理院地図で見る ②「地震本部」 地震本部＞地震に関する評価＞活断層の地域評価 【参考資料】中央防災会議「首都直下型地震の被害想定」（令和7年3月） （３） 都道府県ごとの地震活動について 都道府県ごとに発生しやすい地震の種類や発生の可能性は異なります。各地で過去～現在に発生した地震の解説や今後の発生確率などの情報が地震本部のウェブサイト上に公開されていますので、皆様の地域の地震情報をご確認ください。 ◎ 検索キーワード「地震本部」 地震本部＞都道府県ごとの地震活動 地震発生時には、気象庁の緊急地震速報（※１）や消防庁の「Jアラート」による国民保護情報が発表されます。 （※１）緊急地震速報とは 緊急地震速報は、気象庁の解析システムが、地震の発生直前に体に感じない地震波（P波）を検知し、その発生規模と発生地点を予測して、強い揺れを伴う地震波（S波）の到達前に発表するもので、「予報」と「警報」の２種類があります。 「予報」は、学校や病院など特定と場所で、専用の装置によってより早く受信するもので、震度３以上の場合に発表されます。
---------------------------	---

地震のリスク (地域の特性)	上水道：最大約26%の断水率で復旧の完了は17日後となる。 下水道：最大約4%の被害率で復旧の完了は21日後となる。 【被災の特徴】 ・膨大な数の被災者（帰宅困難） ・深刻な交通麻痺 ・電力供給の不安定化 ・情報の混乱 その他、南海トラフ地震で想定されているような被災状況も想定に入れておく必要があります。 また、首都中枢機能へ影響が出るため、経済の不安定化が全国に波及する恐れがあります。 主な活断層については、国土交通省国土地理院ウェブサイトや防災科研のウェブサイト上に公開されています。また、地震本部のウェブサイト上にも参考情報が掲載されています。 ◎ 検索キーワード ①「国土地理院 活断層図」 活断層図（都市圏活断層図）＞活断層図を見る＞地理院地図で見る ②「地震本部」 地震本部＞地震に関する評価＞活断層の地域評価 【参考資料】中央防災会議「首都直下型地震の被害想定」（令和7年3月） （３） 都道府県ごとの地震活動について 都道府県ごとに発生しやすい地震の種類や発生の可能性は異なります。各地で過去～現在に発生した地震の解説や今後の発生確率などの情報が地震本部のウェブサイト上に公開されていますので、皆様の地域の地震情報をご確認ください。 ◎ 検索キーワード「地震本部」 地震本部＞都道府県ごとの地震活動 地震発生時には、気象庁の緊急地震速報（※１）や消防庁の「Jアラート」による国民保護情報が発表されます。 （※１）緊急地震速報とは 緊急地震速報は、気象庁の解析システムが、地震の発生直前に体に感じない地震波（P波）を検知し、その発生規模と発生地点を予測して、強い揺れを伴う地震波（S波）の到達前に発表するもので、「予報」と「警報」の２種類があります。 「予報」は、学校や病院など特定と場所で、専用の装置によってより早く受信するもので、震度３以上の場合に発表されます。
---------------------------	--

地震のリスク (地域の特徴)	それに対し、「警報」は、最大震度が5弱以上と予想されたときに、震度4以上の可能性がある地域に対して気象庁が発信するもので、テレビ、ラジオ、スマートフォンなどで伝達されます。 特にスマートフォンはエリア情報を受信しますので、スマートフォンの緊急情報は常に受信できるように設定し、緊急地震速報を受信したら、すぐに身を守る行動をとりましょう。
津波のリスク (地域の特徴)	津波は、海溝型の地震で発生しやすいため、可能性のある地域では、国や自治体が「津波ハザードマップ」を提供しています。 津波ハザードマップについては、東日本大震災以前は、過去に発生した津波の情報を元に作られていましたが、東日本大震災で発生した津波が想定を超えたものであったため、当時のハザードマップ上では安全と見られていた地域に住んでいた住民の方々が多く津波に被害に遭いました。その後、東北地方をはじめ、全国の津波ハザードマップは、地震発生の可能性が見直されると同時に、「想定外」を考慮した内容に変更されました。 津波ハザードマップは、国土交通省が運営する「ハザードマップポータルサイト」上で全国の情報が検索できます。 ◎ 検索キーワード「ハザードマップポータルサイト」 ハザードマップポータルサイト > (確認したい場所の住所で検索) また、津波発生時には、気象庁の津波警報、大津波警報(※2)や消防庁の「Jアラート」による国民保護情報が発表されます。それらの情報は、スマートフォン等の緊急速報などで受信できます(※3) ※2 津波警報、大津波警報とは 気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表するもので、テレビ、ラジオ、スマートフォンなどで伝達されます。 ※3 スマートフォン等の緊急速報設定方法 Android端末では、「設定」>「通知」>「緊急速報メールの許可」を許可に iPhoneでは、「設定」>「通知」>「緊急速報」をONに



風水害のリスク (地域の特性)	風水害の発生については、津波と同様に、国や自治体が「洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ」などを提供しています。 風水害に関する各種ハザードマップは、津波ハザードマップと同様に、全国の情報がハザードマップポータルサイトで検索できます。  ◎ 検索キーワード「ハザードマップポータルサイト」 ハザードマップポータルサイト> (確認したい場所の住所を入力) また、風水害のリスクが想定される気象が発生した場合には、各放送メディアによる天気予報、国土交通省や気象庁のウェブサイト、スマートフォンの天気情報アプリなどを活用してリアルタイムの情報を確認しましょう。そして、その危険に応じた対応を早めにとりましょう。 ハザードマップ上、土砂災害の危険がある地域では、降り始めからの雨量が400mmを超えると発生の可能性が高くなります。 ◎ 検索キーワード ① 「川の防災情報」 国土交通省 川の防災情報> (確認したい場所の地図や住所で検索) ② 「指定河川洪水情報」 気象庁 指定河川洪水情報> 地域の情報 また、風水害の発生時には、マルチメディア振興センターが運営する「Lアラート」(災害情報共有システム)によって、地域の避難情報、気象警報、土砂災害警戒情報、洪水情報などが伝達されます。この情報は、テレビ、ラジオ、地元自治体などのウェブサイト、地域ごとの災害対策アプリやメールサービスで発表されます。
その他のリスク (地域の特性)	その他、火山噴火による被害の可能性がある地域では、気象庁(地方気象台)の「噴火情報」「噴火速報」、また、雪による被害の可能性がある地域では、「大雪注意報」「大雪アラーム」などをチェックしてください。

建物倒壊のリスク (建物の特性)	建物の耐震性については、建築基準法により1971年、1981年、2000年に「耐震基準」が設けられてきました。 このうち1981年5月31日までに確認申請を受けた建物は「旧耐震」、同年6月1日以降に確認申請を受けた建物は「新耐震」と呼ばれます。 旧耐震では「震度5程度の中規模の地震で大きな損傷を受けないこと」が基準となっていました。これに対し新耐震では、「中地震では軽微なひび割れ程度の損傷にとどめ、震度6程度の大規模な地震で建物の倒壊や損傷を受けないこと」という基準になりました。 2000年の基準は、1995年の「阪神淡路大震災」を受けて見直されたもので、特に木造住宅の耐震性が大幅に強化されました。 ホームホスピスには、避難が困難な入居者の方がお住まいになります。これから新たに開設する場合は、できるだけ「新耐震」基準の建物を利用しましょう。古民家などを利用される場合は、耐震診断（※3）を行い、必要に応じて耐震補強工事をしてください。 既に使用している建物が1981年以前に建てられている場合（1981年6月より前に確認申請をしている場合）には、同じく耐震診断を行い、耐震補強を検討してください。 ※3 耐震診断、耐震補強について 耐震診断や耐震補強は、その建物の所有者が実施することが原則です。個人の住宅には実施義務はありませんが、対象となる建物をホームホスピスとして利用される場合は、所有者と相談して実施しましょう。
-----------------------------	--

2. BCPの策定について

BCP（業務継続計画または事業継続計画）については、2024年4月より、全ての介護事業所と障害福祉サービス事業所において、「自然災害発生時」と「感染症発生時」の2種類のBCP策定が義務付けられました。

大きな災害が起きた場合、どんなに注意をしても何らかの被害は発生すると考えて、「重要な業務」をなるべく中断させないために、「事前対策」「緊急時の行動」「復旧の手順」などを計画し、平時はそれに従って準備や訓練を行うものがBCPです。

介護分野では、災害が発生した場合、「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害対応業務の発生による人手不足」などにより、サービス提供が困難になります。一方、利用者（入居者）の多くは、日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

このような理由から、他の業種よりも介護分野はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP作成など災害発生時の対応について準備することが求められています。

ホームホスピスについては、住宅型有料老人ホームとして行政に届けているところもありますが、多くは住宅またはシェアハウス（寄宿舎）として位置付けられているため「ホームホスピス」

としてのBCPは義務付けられていません。ただし、ホームホスピスに入居されている方を支える「訪問介護事業」や「訪問看護事業」については、上記の策定が義務付けられています。また、厚生労働省より、作成のためのガイドラインやひな型が開示されています。



参考となるウェブサイト：ガイドラインや様式のひな形がダウンロードできます（2025年3月現在）

【介護事業所向け】

厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
・自然災害発生時の業務継続ガイドライン（PDF）／自然災害ひな形（EXEL）
・感染症発生時の業務継続ガイドライン（PDF）／感染症ひな形（訪問形）（EXEL）

【障害福祉サービス事業所向け】

厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害福祉
> （重要なお知らせ）感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
・障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について
・障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

これらのガイドラインやひな形を利用すれば、基本的なBCPを作成することができます。しかし、BCPは作ってからの運用や見直しが重要です。

まず、事業所として**BCPの策定義務**と同時にBCPに基づく**研修、訓練の義務**があります。

- ・（研修）年1回以上の研修実施とその記録、新規採用時は別途実施する
- ・（訓練）年1回以上の訓練実施とその記録（訓練内容は問わない）

これらの研修や訓練を通じて、改善すべき点を見つけ是正（見直し）していきます。

【違反について】

ホームホスピス運営者が行なっている主な「介護サービス」または「障害福祉サービス」については、BCPを策定していない場合、または適切な運用を行っていない場合、下表のようなペナルティが課せられます。

サービス種別	ペナルティ及び経過措置
訪問介護	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 令和7年3月31日までは経過措置で減算を適用しない。
訪問看護	
訪問リハビリテーション	
重度訪問介護	
特定施設入居者生活介護 (住宅型有料老人ホーム)	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

3. 平時の取り組みについて

平時の運用で重要なことは、「事前対策」と「研修・訓練の実施及びその記録」です。研修と訓練に関しては、先にも書きましたが実施義務があります。

（1）事前対策

上記の（参考HP）のページ内にある「自然災害ひな形（共通）」の「2. 平常時の対応」に、事前対策の項目があります。この項目は、あくまで参考のためのものですが、基本的な対策項目を網羅していますので、第1版のBCPとしてはまずこの項目に沿って対策を考えましょう。特に、今後想定されている巨大地震や津波の発生のある地域では、もし災害が発生した場合、前述したように建物被害やインフラの復旧の遅れ、物資不足に陥る可能性が非常に高くなります。

対策のポイントは、「**命の危険やケガを回避する対策**」、「**十分な備蓄とその管理**」です。次ページの表に、主な事前対策の種類とその内容について記します。

事前対策の種類	対策の内容（例）
1 建物・設備の安全対策	①人が常駐する場所の耐震措置 建物の耐震基準を確認し、旧耐震（1981年6月以前に確認申請をしている物件）の場合は、耐震診断と必要に応じて耐震補強を実施する。 ②設備の転倒や破損防止措置 什器類の転倒・転落防止対策（つっぱり棒やチェーンなど転倒・移動防止用具の使用、キャスターのロック）、目の高さより上にはなるべく物を置かない。避難経路となる場所には物を置かない。地震が発生したときに消火器が転がらないようにする。ガラスの飛散防止（フィルム貼付）などの施工。 ③浸水対策 浸水の危険がある地域では、建物への浸水の可能性がある部分の補強や土嚢、水嚢、防水板（止水板）、防水シートなどの準備。
2 電気が止まった場合の対策	①稼働させるべき設備とその代替策の例 冷凍庫：保冷ボックス（一時的措置） 扇風機：ポータブル電源 電気ポット（給湯器）：ポータブル電源またはカセットコンロ 炊飯：ポータブル電源またはカセットコンロ IHコンロ：カセットコンロ 携帯電話（充電）：ポータブル電源 テレビ・ラジオ：ポータブル電源 ポータブル電源の充電は、自家用車またはポータブル発電機を利用。ポータブル発電機は、カセットガスタイプを準備し、発電機用のカセットガスも備蓄。 ②設備の耐震措置 停電によってダメージを受けやすいデスクトップ型のパソコンについては、バッテリーを内蔵しているノート型への変更やUPS（無停電電源装置※）の導入を実施する。 ※無停電電源装置 この装置はバッテリーを内蔵しており、この装置経由でパソコンに電源を供給しておく、と、停電時にバッテリーに切り替わる。ただし、動作時間は数分～数十分程度と短いので、その間にパソコンを正常終了する必要がある。

事前対策の種類		対策の内容（例）
3	建ガスが止まった場合の対策	① LPガスの場合 LPガスは、軒下在庫が1ヶ月分あるが、地震（震度5以上で自動的に停止するため、ガスメーターの復旧方法を確認しておく。 ② 都市ガスの場合 都市ガスの場合は、カセットコンロやポータブル電源で代替可能な手段を講じる。
4	水道が止まった場合の対策	① 飲料水 備蓄のペットボトルで対応（ひとり3L/日×最低3日分） 水道水をポリタンクで備蓄し、1週間おきに入れ替える。3日以上経過した水は浄水フィルターや煮沸して使用など。 ② 生活用水(例) ポリタンクで40L程度を備蓄し、ひと月ごとに入れ替える。主に掃除、洗濯に利用し、清拭については使い捨てタオル、口腔ケアについては、口腔ケア用ウェットティッシュを利用。また、排泄に関しては、トイレ凝固剤（7項）や紙オムツを1週間分以上備蓄。
5	通信が麻痺した場合の対策	災害時に事業所で実際に使用できる方法（携帯電話、携帯メール、PCメール、SNSなど）について、使用方法などを記載する。 ・安否確認方法は、災害に強いSNS（LINEなど）を主とした手順を作成しておく。また、連絡が取れなかったときの行動についても取り決めておく（自宅訪問や想定される避難所の確認など）。 ・携帯電話（スマートフォン）を充電する。ポータブル電源を準備し、日頃から充電しておく。 ・災害時の公衆無線Wi-Fi「00000JAPAN」（ファイブゼロジャパン）の利用条件や利用方法を確認しておく。
6	情報システムが停止した場合の対策	請求データなどの保存方法を確認する。クラウドサービスを利用している場合は安全性が高いが、その都度印刷して紙情報としても保存しておくなど情報のバックアップを講じる。 その他、事業所内のパソコンなどで管理している重要なデータについても2重のバックアップを講じる。

事前対策の種類		対策の内容（例）
3	建ガスが止まった場合の対策	① LPガスの場合 LPガスは、軒下在庫が1ヶ月分あるが、地震（震度5以上で自動的に停止するため、ガスメーターの復旧方法を確認しておく。 ② 都市ガスの場合 都市ガスの場合は、カセットコンロやポータブル電源で代替可能な手段を講じる。
4	水道が止まった場合の対策	① 飲料水 備蓄のペットボトルで対応（ひとり3L/日×最低3日分） 水道水をポリタンクで備蓄し、1週間おきに入れ替える。3日以上経過した水は浄水フィルターや煮沸して使用など。 ② 生活用水(例) ポリタンクで40L程度を備蓄し、ひと月ごとに入れ替える。主に掃除、洗濯に利用し、清拭については使い捨てタオル、口腔ケアについては、口腔ケア用ウェットティッシュを利用。また、排泄に関しては、トイレ凝固剤（7項）や紙オムツを1週間分以上備蓄。
5	通信が麻痺した場合の対策	災害時に事業所で実際に使用できる方法（携帯電話、携帯メール、PCメール、SNSなど）について、使用方法などを記載する。 ・安否確認方法は、災害に強いSNS（LINEなど）を主とした手順を作成しておく。また、連絡が取れなかったときの行動についても取り決めておく（自宅訪問や想定される避難所の確認など）。 ・携帯電話（スマートフォン）を充電する。ポータブル電源を準備し、日頃から充電しておく。 ・災害時の公衆無線Wi-Fi「00000JAPAN」（ファイブゼロジャパン）の利用条件や利用方法を確認しておく。
6	情報システムが停止した場合の対策	請求データなどの保存方法を確認する。クラウドサービスを利用している場合は安全性が高いが、その都度印刷して紙情報としても保存しておくなど情報のバックアップを講じる。 その他、事業所内のパソコンなどで管理している重要なデータについても2重のバックアップを講じる。

事前対策の種類		対策の内容（例）
7	衛生面(トイレ等)の対策	被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。 ① 入居者 ・極力尿取りパッドで対応する。 ・トイレが必須な方は、ポータブルトイレを利用し、消臭凝固剤を活用する。 ② スタッフ ・トイレは黒いビニール袋（30L以上）と消臭凝固剤を活用する。 汚物（排泄物や使用済みオムツ）に関しては、廃棄ができるようになるまでなるべく風通しの良いところ（外のゴミ用バケツなど）で保管する。
8	必要品の備蓄	備蓄品については、食品や水は最低3日分、衛生用品などは最低1週間分を目安とする。 消費物（食品や衛生用品）については、ローリングストック（定期的に使って更新する）によって管理する。食品の消費期限については、半年～1年を目安にして、その期限内の防災訓練などで消費して更新するなど。 その他、災害時の必要品として、作業用の軍手、電池式のランタン、電池、ポータブル電源、新聞紙、マスク、避難用具、バールなども備蓄する。 避難用具には、夜間に両手が使えるよう、ヘッドライト（頭に装着するライト）や入居者の避難を補助する背負い具なども必要に応じて準備する。また、バールは、ドアの変形による閉じ込めなどの際に腰開けるためのもので、ドアの形状などによって準備を検討する。
9	資金の手当て	災害に対応した保険（火災保険、地震保険など）の加入状況を確認し、十分であるかチェックする。 また、収入が1ヶ月程度途絶えた場合を想定して、資金繰りが可能か検討し、必要に応じて借入先などの情報を記載しておく。

（２）研修・訓練の実施及びその記録

前述のように策定したBCPに基づいて、研修や訓練を実施しなければなりません。BCPを実際に活用し、実行的な計画として更新していくためにも訓練で検証することが有効ですし、もし、行政の監査が入った場合は、実施状況や記録も確認される場合があります。

① BCP研修会の実施

訪問系事業所の場合、１回／年以上の開催が義務付けられています。内容は問われませんので、まずは、BCPを事業所内に周知することも目的とした内部研修会から始めましょう。

② 訓練の実施

訪問系の場合、研修会と同じく、１回／年以上の開催が義務付けられています。次表に訓練項目と内容の例を示します。

訓練項目	内 容	時 期
地震・水害訓練	安全確保、情報収集、避難訓練（垂直避難など）、応急手当、停電対応、非常食利用などの訓練	毎年 月
火災訓練	初期消火、119番通報（通報機操作）、屋外避難、応急手当などの訓練	毎年 月
安否確認訓練	スタッフ全員、利用者（入所者）、関係者、協力者	毎年 月
火災訓練	消火設備、避難用具、非常電源（発電機、ポータブル電源など）、ガスの復旧方法、電気ブレーカーのON/OFF	毎年 月
人員の代行訓練	BCPに基づいて、各担当の代行者がBCP業務を行う訓練	毎年 月

研修や訓練を実施した後は、記録を作成しましょう。

巻末（p21）に簡単な記録票の例を記載していますので参考にしてください。

４．災害時の行動について

災害が発生した場合は、BCPの行動基準に沿って行動しましょう。BCPに基づいた訓練を行う際にも、行動基準に沿った役割分担を意識して行いましょう。行動基準は、「初動対応」と「BCP発動（優先業務の遂行）」です。ここでは、初動対応と業務遂行のための職員の参集について留意点を記します。

（１）初動対応について

地震の場合は、緊急地震速報を受信後、即座に入居者と自身の安全を確保する行動を取ります（行動時間の目安10秒）。

- ・落下の恐れがあるものなどから頭などを守る行動を取る。
- ・安全な位置にベッドなどを移動する（スペースの中央など）。

【地震の揺れが収まった後の行動】

- ① 災害対策本部の設置
- ② 利用者の安全確認、設備点検、被害状況確認、情報収集
- ③ 安否確認
- ④ 避難

対策本部長の指示で、予め決められた「消火担当」「安全対策担当」「救護担当」「情報担当」「応急物資担当」「地域担当」が下表のような行動を行います。

担当者は、兼務も発生すると思いますが、なるべくスタッフ全員が何らかの役割を担うようにしましょう。また、実際に災害が発生した場合は、その場に担当者がいない可能性もあります。訓練などでお互いの役割を確認し、全員で補完し合えるように日頃から意識しましょう。

役 割	氏 名	具体的な行動
対策本部長	主： 副：	災害対応の実施全般について一切の指揮を行う。
消火担当	主： 副：	火元の点検を行い、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火に努める。
安全対策担当	主： 副：	利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し対策本部長に報告する。また、避難が必要な場合は避難誘導を行う。
救護担当	主： 副：	負傷者や体調が悪くなった人の救出、応急手当および病院などへの搬送を行う。
情報担当	主： 副：	正確な情報を本部長に報告するとともに、安否確認や家族への連絡を行う。活動記録をとる。
応急物資担当	主： 副：	食料、飲料水などの管理を行い、非常時は炊きだしの手配や飲料水の配布を行う。
地域担当	主： 副：	地域住民や近隣の施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備・対応を行う。

【避難について】

水害等のハザードマップ上、洪水等の危険がある地域では、各種メディアの気象情報や気象庁及び市町村の避難情報（※1）に注意しましょう。特に土砂災害の危険がある地域では、降り始めからの雨量が400mmを超えると発生確率が高くなりますので、気象情報に注意し、予めBCPや避難計画に定めた避難方法（建物内での垂直避難、安全な避難所への避難あるいは入居者のご自宅への個別避難など）によって、早めの避難行動をとりましょう。

2018年7月の西日本豪雨では、岡山県倉敷市が真備町を中心に大規模な洪水の被害に遭いましたが、この時の浸水域は、ほぼ当時の洪水ハザードマップどおりでした。

津波ハザードマップ上、0.5m以上の津波が想定される地域では、緊急地震速報や津波警報などの情報に基づいて、予めBCPや避難計画に定めた避難方法によって即座に避難しましょう。

また、BCPまたは避難マニュアルには、日勤帯のスタッフ数及び夜勤帯のスタッフ数で、どのように避難を行うのかについても具体的に記載しておきましょう。その際に担架や避難用キャリーなど、普段使わない避難用具の使用を計画する場合は、訓練の際に使用方法や使い勝手を確認しておきましょう。

※1 災害対策基本法の改正（2021年3月施行）により、「避難勧告」が廃止され、下表のような情報体系となりました。

警戒レベル	避難情報等
5	緊急安全確保 （市町村の発令）
4	避難指示＝全員避難 （市町村の発令）
3	高齢者等避難（市町村の発令）
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁の発表）
1	早期注意情報（気象庁の発表）

（２）職員の参集について

就業時間外に災害が発生した場合、出勤についての判断に迷う場合があります。緊急時のスムーズな人員確保と災害対応業務をなるべく少なくするために、自己判断で出勤や自宅待機を決めることのできる「参集基準」を設けましょう。

【例えば】

「就業時間外に災害が発生した場合、一切の連絡が取れない状況でも、当日または翌日が勤務日であれば職場からの連絡を待たずに出勤することを基本とする。

ただし、自宅が被災し、本人または家族が負傷するなどの理由で出勤できない場合、または通勤路が被災し、通勤が困難になった場合などは、自己判断で出勤しなくて良いものとする。その場合は、連絡手段が確保できる状態になってから、BCPで取り決めた安否確認手段に従って安否報告を行うものとする。」

5. 地域との連携について

ホームホスピスや事業所が被災また職員が被災するなど、事業継続が一時的に困難になる事態を想定して、地域で連携し、相互に支援し合う協力関係を日頃から構築しておきましょう。

協力関係を構築する相手先の例

- ・ 近隣の住民の方々（自治会）
- ・ 医療機関（入居者のかかりつけ医など）
- ・ 近隣の介護福祉施設やデイサービス施設など
- ・ 地域の社会福祉協議会
- ・ その他、行政や介護用品業者など

また、連携先に入居者情報を迅速にかつ正確に伝えるために「入居者情報」を作成し、緊急時に携帯できるようにしておきましょう。

【参考資料】

一般社団法人 日本医療福祉建築協会（JIHa）が編纂した「介護施設の防災・減災ガイドブック」が、次のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://bousai-fukushi.org/>

このサイトには、他にも「自然災害と避難」に関する分かりやすい動画や地域連携の手引きなどの情報が掲載されていますので、各種の防災計画を作成する際の参考にしてください。



研修・訓練記録簿

作成日

年 月 日

事業所名				
内 容	自然災害 BCP と感染症対策 BCP に関する勉強会（研修）			
実施日	年	月	日	場 所
参加者	管理者			
	主任			
内 容（例）	1. 自然災害に関する BCP の説明			
	BCP 策定グループによる説明（60 分）			
	質疑応答			
	見直し箇所の確認			
	2. 感染症に関する BCP の説明			
	BCP 策定グループによる説明（6 分）			
振り返り （学び・気づき）	質疑応答			
	見直し箇所の確認			
	3. 訓練に関する説明			
	訓練の時期および内容について管理者より説明			
	1. 自然災害に関する BCP の説明について			
2. 感染症に関する BCP の説明について				
3. 訓練に関する説明について				
次回の開催日時	年	月	日	時 B
備考				



ホームホスピス防災の手引

2025 年 3 月 1 日 作成

【発行】一般社団法人 全国ホームホスピス協会
《協会事務局》

〒880-0913 宮崎市恒久 2 丁目 1 9 - 6

電話 0985-65-8087 FAX 0985-53-6054

mail info@homehospice-jp.org

<https://homehospice-jp.org>

Supported by  日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

この冊子は、日本財団の「全国ホームホスピス協会の運営機能の支援及びケアの質の担保に関する支援事業」による助成金で作成されました。